

### 3. 介護報酬等にかかる留意点について

#### ◆令和6年度介護報酬改定の概要

##### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 医療と介護の連携の推進
- (2) 感染症や災害への対応力強化
- (3) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

##### 2 自立支援・重度化防止に向けた対応

- (1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- (2) 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

##### 3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりについて

- (1) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場づくりについて

##### 4 制度の安定性・持続可能性の確保

- (1) 評価の安定性・持続可能性の確保
  - ・ 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

【詳細…令和6年度介護報酬改定の主な事項について(厚生労働省)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195261.pdf>

#### ◆令和6年度から新たに未実施減算が導入された項目等について

##### [高齢者虐待防止の推進…高齢者虐待防止措置未実施減算]

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算として、基本報酬を減算する。

(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

##### [感染症や災害への対応力向上…業務継続計画未策定減算]

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、業務継続計画が未策定の場合、業務継続計画未策定減算として、基本報酬を減算する。

(施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算)

(その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

##### [身体的拘束等の適正化の推進…身体拘束廃止未実施減算]

身体的拘束等の適正化を図るため、適正化の措置が講じられていない場合、身体拘束廃止未

実施減算として、基本報酬を減算する。

(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

【参考…介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き(厚生労働省)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

[認知症介護基礎研修の受講]

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。(新規採用の場合は1年間の猶予期間中に受講)

#### ◆書面掲示規制の見直し【令和7年度から義務付け】

事業所の運営規程の概要等の重要事項については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっている。

「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならない。